

## 杵築市発注工事における現場代理人の取扱いについて（お知らせ）

令和5年に発生した豪雨災害による被災箇所の復旧を早期に行うにあたり、工事を集中的に発注することから、杵築市公共工事請負契約約款第10条第3項に基づく現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和措置を行うこととしたのでお知らせします。

### 記

1. 常駐義務の緩和措置 現場代理人の兼務
2. 令和5年11月27日施行「杵築市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」（以下「基準」という。）による。
3. 対象工事は、令和5年11月27日以降に発注する工事
4. 現場代理人を兼務することが出来る工事  
次の（1）から（5）までの全ての条件を満たすこと。
  - （1）**合計2件以内**の杵築市が発注した工事であること。
  - （2）同種工事であること。ただし、土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については同種工事（水道工事を含む。）として取り扱うものとする。
  - （3）兼務する工事の当初請負額の総額が**1,500万円以上としない**こと。
  - （4）基準の施行後に発注した令和5年度災害復旧工事を少なくとも1件は含むこと。
  - （5）同一代理人による工事の管理に支障が無く、それぞれの現場が近隣（各々の現場間の移動距離が概ね15km以内である等）に存在していること。
5. その他  
その他は、建設工事発注の際に発注原課閲覧時にお示しする「現場代理人の常駐に関する特記仕様書」によります。  
この緩和措置の施行をもって、令和5年1月11日施行の緩和措置の申請は終了とする。